

# 掲 載 内 容

## はじめに

- [1] 相続人となるのは誰か？
- [2] 相続人の探し方は？
- [3] 遺留分侵害額請求とは何か？
- [4] 相続財産・相続債務は相続人にどのように帰属するか？
- [5] 未成年の子の遺産分割は、親権者が子に代わってすることができるか？
- [6] 被相続人が外国籍の場合、日本法に基づいて遺産分割をすることができるか？
- [7] 共同相続人に外国籍の者がいる場合、注意すべきことは？
- [8] 共同相続人が海外在住の場合、注意すべきことは？

## 第1章 総論

- [9] 相続財産となる投資商品にはどのようなものがあるか？
- [10] 被相続人の貸付金債権を相続するには遺産分割が必要か？
- [11] 生前贈与が遺産分割に及ぼす影響は？
- [12] 被相続人が貸金庫契約をしていた場合、注意すべきことは？

## 第2章 NISA・投資信託等

- [13] NISA とはどのような制度か？
- [コラム](#) NISA 制度に関する令和8年度税制改正
- [14] NISA 口座を有する者が死亡したときの相続は？
- [15] NISA 口座内で生じた損失の取扱い？
- [16] NISA 口座利用者が運用していた金融商品の生前贈与の取扱い？
- [17] NISA の相続開始日までの含み益は誰のものか？
- [18] 投資信託は遺産分割の対象となるか？
- [19] 債券の評価方法は？
- [20] 個人向け国債やその利息は遺産分割の対象となるか？
- [21] 社債や社債の利息は遺産分割の対象となるか？
- [22] 電子マネーは相続されるか？
- [23] 相続した金地金を売却する場合、注意すべきことは？
- [24] 死亡退職金は相続財産に含まれるか？
- [25] 信用取引口座について相続が発生した場合の留意点は？
- [26] 信用取引についての評価額の算定方法は？
- [27] FX取引・商品先物取引をしている者に相続が発生した場合の取扱いは？
- [28] 暗号資産の法的性質は？
- [29] 暗号資産を有する者に相続が発生した場合の取扱いは？
- [30] 暗号資産の評価方法は？
- [コラム](#) 暗号資産に関する令和8年度税制改正
- [31] NFT の評価方法は？

## 第3章 iDeCo・保険

- [32] iDeCo とはどのような制度か？
- [33] iDeCo の死亡一時金は遺産分割の対象となるか？

- [34] iDeCo 加入者が死亡したときの相続は？
- [35] iDeCo 加入者が死亡したときの税務申告は？
- [36] 未支給年金は遺産分割の対象となるか？
- [37] 死亡保険金は相続の対象となるか？
- [38] 死亡保険金の受取人に指定されていた者が先に死亡していた場合の取扱いは？
- [39] 死亡保険金が特別受益に当たるとされるのはどのような場合か？
- [40] 死亡保険金を一時金形式と年金形式で受け取る場合の評価方法は？
- [41] 被相続人が契約者となっている損害保険契約がある場合の取扱いは？

## 第4章 その他の関連する財産の取扱い

### 第1 現金・預貯金

- [42] 被相続人が遺した現金から、遺産分割なしで自己の相続分に相当する金員の支払を受けることができるか？
- [43] 遺産が預貯金の場合、遺産分割なしで自己の相続分に相当する金員の支払や預貯金利息の支払を受けることができるか？
- [44] 被相続人の普通預金口座に、相続開始後に発生した賃料などの入金があった場合、遺産分割で注意すべきことは？
- [45] 遺産分割協議が成立するまでの間に、当面の生活費や葬儀費用のために、預貯金の払戻しを受けることができるか？
- [46] 相続人の債権者は遺産分割未了の預貯金を差し押さえることができるか？
- [47] 名義預金があった場合の取扱いは？
- [48] 債務者に資力がない場合の貸付金の評価方法は？

### 第2 株式・出資金等

- [49] 株式は遺産分割の対象となるか？
- [50] 相続した株式に配当金が生じていた場合、その配当金は誰のものか？
- [51] 株式に譲渡制限が付されている場合でも、その株式を相続することができるか？
- [52] 税制適格ストックオプションの適用を受けた株式を相続後売却した場合の取扱いは？
- [53] エンジェル税制適用に係る株式を譲渡する場合、注意すべきことは？
- [54] 遺産分割協議が未了の間、株主権は誰がどのようにして行使することになるか？
- [55] 非上場株式（同族会社株式）について遺産分割協議をする場合の留意点は？
- [56] 持分会社の社員権（持分）を相続することができるか？
- [57] 信用金庫や信用組合の出資金払戻し・配当金受取りには遺産分割が必要か？
- [58] 被相続人が特定口座で上場株式を運用していた場合、相続人の特定口座への受入れ方法は？
- [59] 生前贈与により受け入れた上場株式等を、受贈者側で特定口座に受け入れられるか？
- [60] 相続財産に単元未満株式があることの確認とその評価額の算定は？
- [61] 馬主に相続が発生した場合の取扱いは？

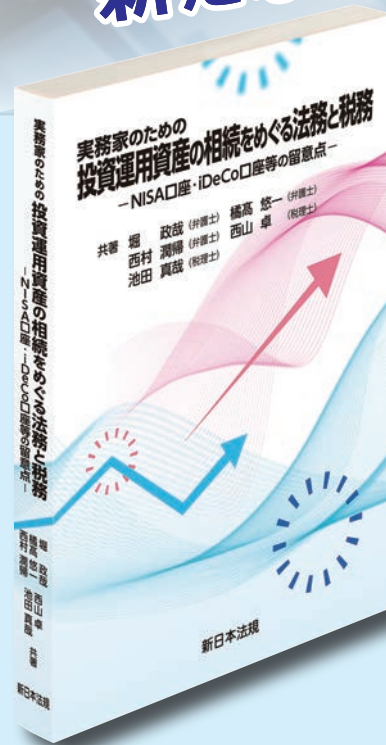
● 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください

# 実務家のための 投資運用資産の 相続をめぐる法務と税務 -NISA口座・iDeCo口座等の留意点-

## 相続相談で生じる 新たな疑問を解消！

— 共 著 —  
堀 政哉 (弁護士)  
橘高 悠一 (弁護士)  
西村 潤帰 (弁護士)  
西山 卓 (税理士)  
池田 真哉 (税理士)

- ◆ 投資運用資産を含む相続の相談や税務申告で、実務家が判断に迷わないためのポイントを解説しています。
- ◆ NISA や iDeCo、暗号資産など、実務で取扱いに迷う財産を中心に取り上げています。
- ◆ 経験豊富な弁護士・税理士が、それぞれの視点と知見を活かして執筆しています。



通常書籍 A5判・総頁228頁  
定価4,070円(本体3,700円)送料410円  
ISBN978-4-7882-9638-1

電子書籍 新日本法規WEBサイトで発売!!  
定価3,740円(本体3,400円)  
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 通話料無料  
— 受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く) —  
新日本法規WEBサイト  
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

会員登録はお済みですか？

- 01 会員限定の法令情報が読める
- 02 会員限定のサービスが受けられる
- 03 ポイント・クーポンが利用できる

〔14〕 NISA口座を有する者が死亡したときの手続は？

**Q** NISA口座を有する者が死亡したときに必要となる手続について教えてください。

**A** NISA口座は個人ごとの口座開設となるため、死亡した者のNISA口座から相続人の一般口座又は特定口座への移管が必要です。

### 解説

#### 1 民法上の取扱い

NISA制度は、非課税口座を通じて取得した上場株式等について、運用中に生じた配当収益や売却益を非課税とする制度です。元本である金融商品自体は、NISA口座を開設している個人投資家に帰属する財産であり、他の財産と同様、死亡によって相続が開始します(民882)。

#### 2 相続人が行う手続（非課税口座開設者死亡届）

##### （1）非課税口座開設者死亡届出書の提出

NISA口座を開設している者が死亡したときは、その相続人は、死亡を知った日以後遅滞なく、NISA口座が開設されている金融機関に、「非課税口座開設者死亡届出書」の提出をしなければなりません(措法令25の13の5)。

者死亡届出書」を提出するまでの間に支払われた配当金等がある場合には、遡及して課税されることとなります。

#### 3 相続人のNISA口座への受入れの可否

##### （1）NISA口座からの払出し

NISA口座の開設者が死亡した場合には、NISA口座に受け入れられていた金融商品は、死亡時の価額により譲渡があったものとみなされ、NISA口座から払い出されます(措法37の14④)。この際の譲渡損益は相続人ではなく被相続人に帰属することとなりますが、死亡時まで生じていた含み益には非課税措置の適用があり、譲渡損失についてはなかったものとみなされます。

##### （2）相続人口座への移管

NISA口座には、口座開設者が新たに購入した金融商品しか受け入れることができず、被相続人がNISA口座を通じて有していた金融商品であっても、相続人がこれをNISA口座で受け入れることはできません。したがって、相続人は特定口座か一般口座のいずれかで受け入れることとなります。

被相続人の取得日や取得価額を引き継ぐことはなく、相続が発生した時に、その払出時の金額（死亡時の価額）で取得したものとみなされます(措法37の14④)。

## 内容見本 (A5判縮小)

〔29〕 暗号資産を有する者に相続が発生した場合の取扱いは？

**Q** 暗号資産は相続の対象となりますか。また、相続するに当たってどのような手続が必要でしょうか。

**A** 暗号資産は、相続の対象となると考えられます。預貯金債権と同様に、遺産分割の対象となると考えられます。

### 解説

#### 1 暗号資産は相続財産に含まれるか

相続人は、被相続人に一身専属するものを除き、被相続人に属した一切の権利義務を承継するものとされており(民896)、所有権をはじめとする物権のほか、債権、債務、無体財産権、その他明確な権利義務といえないものでも、財産法上の法的地位といえるものであれば、全て包括的に相続の対象となると考えられています。

暗号資産は、資金決済法において「財産的価値」があることが前提とされている(資金決済2⑭)ことから財産法上の法的地位があり、一方で、一身専属的な権利には当たらないため、相続財産に含まれると考えられます。

税務上も、暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されるとされており(国税庁「暗号資

#### 2 遺産分割の要否

現時点において、暗号資産について、相続と同時に当然分割されるか、それとも遺産分割を要するか(可分債権に当たるか否か)について判断をした裁判例は見当たりません。

そもそも、特定の運営者・発行者がない分散型システムを特徴とする暗号資産は、「債権」に関する伝統的な定義には当てはまらず、可分債権であることを前提とする当然分割性(民427)は認め難いように思われます。

また、暗号資産が、現金と同様、今日において資金決済方法として利用されている状況や、評価について不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資するものであること、さらに、暗号資産交換業者に暗号資産を預けている場合、口座ごとに1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残額が変動し得る点で預貯金債権と類似することを踏まえると、現金や預貯金債権と同様、当然分割性は否定されるという解釈もあり得るところです。

そこで、現時点においては、暗号資産は、当然分割されたとするのではなく、遺産分割協議を経て取得する者を確定させることが安全だと思われれます。

#### 3 相続の方法

暗号資産は、暗号資産交換業者に預け入れられている場合と、個人のウォレットで直接保有している場合とがあります。

〔35〕 iDeCo加入者が死亡したときの税務申告は？

**Q** iDeCoの加入者が死亡した場合、税務上の取扱いはどのようなのでしょうか。

**A** 死亡一時金を受け取った遺族は、相続又は遺贈によりこれを受け取ったものとして相続税の課税の対象となります。死亡退職金と同じく、相続税の非課税枠があります。

### 解説

#### 1 所得税の取扱い

iDeCoの加入者が死亡日までに支払った掛金は、小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となります(所税75①・②二)。

#### 2 相続税の取扱い

##### （1）みなし相続財産

iDeCo加入者の死亡に伴い受ける死亡一時金は、民法上の相続財産ではありませんが、税務上はこれを相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税対象となります(相続3①二、相続令1の3七)。

〔51〕 株式に譲渡制限が付されている場合でも、その株式を相続することができるか？

**Q** 亡くなった母はA社の株式を保有しており、遺産分割協議の結果、私とその株式を相続することになりました。

確認したところ、A社の株式には譲渡制限が付されていたようですが、譲渡制限が付されている場合でも、株式を相続することはできますか。

もし、A社が私への相続を認めてくれなかったら、私は何も取得できないことになってしまうのでしょうか。

**A** 株式の譲渡制限は、「当該株式を譲渡により取得すること」を対象とするものであり、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得する場合は含まれませんので、株式に譲渡制限が付されている場合でも、その株式を相続することができます。

ただし、定款の規定により、相続人等に対する売渡請求の定めが設けられている場合には、相続した譲渡制限株式について、会社から売渡請求をされる可能性があります。相続人等は、会社からの売渡請求を拒絶することはできませんが、適正な代金を取得することができます。